

第2次北海道配偶者暴力防止及び 被害者保護・支援に関する基本計画

～ 暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして ～

平成21年3月
北 海 道

はじめに

道では、平成13年に制定した「北海道男女平等参画推進条例」の中で、「何人も職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。」と規定し、暴力のない男女平等参画社会の実現を目指すことを明らかにしました。

また、平成18年には、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画～暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして～」を策定し、配偶者暴力の防止と被害者保護に関する施策の方向性と総合的な体系をお示しするとともに、民間の方々や国・市町村などの関係機関と連携し、配偶者暴力防止の啓発や被害者の支援などに取り組んでまいりました。

しかしながら、今なお、配偶者暴力に関する相談が数多く寄せられており、また避難のため保護を求められる被害者の方も減少していない状況にあります。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭という人目に触れることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化し、被害が深刻化しやすくなるとともに、子どもに対する暴力との関係も指摘されるなど、社会全体で取り組まなければならない問題となっています。

こうした中、先の基本計画が平成20年度で最終年度を迎えることとなりましたことから、平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正や平成20年1月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定を踏まえ、配偶者暴力の防止と被害者保護の一層の推進を図るため、第2次の基本計画を策定することといたしました。

この計画では、新たに「被害者の立場に立った切れ目のない支援」という視点を盛り込み、通報等への適切な対応や相談体制の充実をはじめ、保護や自立支援等それぞれの段階で、関係機関等相互の連携を一層深め、配偶者暴力の根絶に向け着実な施策の推進に努めてまいることとしていますので、道民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この度の基本計画の策定にあたり、精力的に御議論をいただきました北海道男女平等参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な意見を寄せていただいた道民の皆様や関係機関・団体の方々のご協力に心からお礼申し上げます。

平成21年3月

北海道知事 高橋 はるみ

目 次

I 序	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 期間	2
II 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 配偶者からの暴力被害の現状	5
(1) 被害の状況	5
(2) 相談等の状況	7
① 全国の状況	7
② 北海道の状況	9
III 各論	14
目標1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	
1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	14
(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	14
(2) 若年層に対する予防啓発の推進	15
目標2 被害者の発見や相談体制の充実	
2 被害者の早期発見	16
(1) 通報による早期発見	16
① 一般からの通報	16
② 医師その他の医療関係者からの通報	17
③ 福祉関係者からの通報	18
(2) 通報等への適切な対応	18
① 配偶者暴力相談支援センター	18
② 警察	18
3 相談体制の充実	19
① 配偶者暴力相談支援センター	20
② 警察	21
③ 市町村との連携	22
④ その他の関係機関との連携	22

目標3 被害者の適切な保護

4 保護体制の充実	23
(1) 一時保護	23
① 道立女性相談援助センター(婦人相談所)	24
② 被害者の一時保護を委託する施設	25
(2) 保護命令制度の利用	25

目標4 被害者の自立の支援

5 自立支援	27
--------	----

目標5 関係機関、団体の相互の連携協力・ネットワークの構築

6 民間団体との連携	31
7 市町村、関係機関、団体等との連携協力	32

目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実

8 職務関係者の研修、人材育成	33
9 加害者更生に関する調査研究等の促進	34

目標7 苦情への適切な対応

10 苦情処理	35
---------	----

IV 基本計画の施策体系図

参 考	基本計画の被害者支援フロー図	40
-----	----------------	----

[資料 編]

1 北海道男女平等参画推進条例(抄)	41
2 第2次北海道男女平等参画基本計画(抄)	42
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針	46
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	84

I 序

1 計画の趣旨

暴力は、どんな理由にせよ決して許されない行為です。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情にある女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

配偶者やパートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、また、個人的な問題としてとらえられやすい傾向がありましたが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題として、その根絶を図る必要があります。

平成13年3月に制定した北海道男女平等参画推進条例は、「男女の人権の尊重」を基本理念の根底に据え、第7条に「(性別による権利侵害の禁止)」として「何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。」と規定し、精神的な暴力も含め、男女平等参画を阻害する暴力の禁止をうたっています。

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「法」という。)が施行され、国及び地方公共団体による被害者の保護義務が明示されるとともに、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護が図られ、配偶者からの暴力に対する社会的認識も一層高まってきました。

平成16年6月に第1次の法改正が行われ、対象となる暴力の範囲の拡大、国及び地方公共団体の責務、配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化、民間団体との連携等、福祉事務所、市町村等の役割の明確化、保護命令制度の拡充、外国人、障がい者等への対応等が規定されるとともに、国においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。)を策定し、各都道府県においては、この基本方針に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定することとされたところです。

この法改正を受け、道では、北海道男女平等参画推進条例の理念のもと、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年度から平成20年度を計画期間とする「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、配偶者暴力の防止及び被害者の保護・支援に努めてきたところです。

平成19年7月に第2次の法改正が行われ、保護命令制度の拡充、市町村に関する努力義務等が規定されるとともに、平成20年1月に「基本方針」も改定されました。

道では、この法改正等に伴い新たに盛り込まれた事項を勘案するとともに、現行計画に盛り込まれている取組の進捗よく状況を反映し、計画の改定を行うもので、今後、この計画に沿って施策等を着実に推進し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指すこととしています。

2 計画の性格

(1) この基本計画は、北海道男女平等参画推進条例の趣旨を踏まえ、男女平等参画基本計画とともに、本道における男女平等参画社会の実現に向け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を示すものです。

(2) この基本計画は法第2条の3第1項の規定に基づく計画とします。

(3) 道の各機関は、相互に連携協力して、この計画の推進に当たります。

また、他の行政機関、市町村、民間団体、道民の皆さんには、この計画の推進について理解と協力を要請していきます。

3 期間

この計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、法及び国の基本方針が見直された場合や、社会情勢の変化に伴い、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 総論

1 基本的な考え方

(配偶者暴力を始めとした男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶)

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的な暴力や性的な暴力等身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をも含むものです。

配偶者からの暴力を根絶するためには、国、道、市町村が主体的に施策を実施することはもちろんのこと、道民一人一人が配偶者や配偶者以外のパートナー、親しい男女間の暴力が重大な人権侵害であることの認識を深め、これを容認しない社会の実現に向け積極的に取り組む必要があります。

北海道は、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、配偶者や配偶者以外のパートナー等からの暴力を始めとする男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

(配偶者暴力と児童虐待)

配偶者に対する暴力については、子どもに対する暴力との関係が指摘されるばかりでなく、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことから、児童虐待になります。

配偶者暴力が、次世代を担う子どもたちの育成に深刻な影響を与えるという観点からも、その根絶を目指さなければなりません。

(被害者の立場に立った切れ目のない支援)

配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、被害者に身近な行政主体である市町村をはじめ多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階において、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、被害者の意思を尊重した施策を検討する必要があります。

道内における相談や一時保護の状況をみると、切迫した被害が多いことがうかがえ、また、他の都府県とは異なる広域性も考慮した取組を進める必要があります。

このようなことから、道では、関係機関や団体等がそれぞれの役割を担うとともに、関係機関等相互の一層の連携を図ることにより、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うことが重要となっています。

(被害者の保護)

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化しやすく、個人的問題として矮小化され、加害者も罪の意識が薄く、被害が深刻化しやすいという特性があります。

こうしたことから、被害者の保護に当たっては、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実に努めるなど、被害の未然防止と被害者の安全を第一とした迅速で適切な保護が何より求められています。

(自立支援)

被害者が将来に向けて安心して安全な生活を送ることができるよう、被害者が精神的、身体的ダメージから回復し、精神的、経済的にも自立するために、被害者の状況と意思に応じた多様な支援が必要とされており、そのための支援や自立支援に向けた総合的な体制づくりを進めていく必要があります。

(関係機関、団体の連携)

配偶者からの暴力の防止、被害者の保護に当たっては、啓発、発見、相談、一時保護、自立の各段階で、様々な関係機関、団体がそれぞれの役割に沿った活動や支援を行っています。

それぞれの機関、団体が持つ機能をより有機的に発揮し、総合的、継続的な取組としていくためには、関係機関、団体が配偶者からの暴力に対する認識を共通のものとして、相談、保護、自立の各段階で相互に緊密に連携を図り、一体的な対応を行うことが求められています。

このような認識を踏まえて、以下の基本的な考え方にに基づき施策を推進します。

- 1 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
- 2 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図ります。
- 3 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます。
- 4 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
- 5 関係機関、団体の相互の連携協力を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のための切れ目のない支援に向けたネットワークの構築に努めます。
- 6 被害者が安心して支援を受けることができるよう職務関係者の研修や啓発に努めるとともに加害者更生の調査研究に努めます。
- 7 被害者からの苦情に対しては、二次被害が生じることのないよう適切に対応します。

2 配偶者からの暴力被害の現状

(1) 被害の状況

内閣府が平成17年に行った「男女間における暴力に関する調査」（平成18年4月公表）によると、今までに配偶者からの暴力の被害に遭ったことのある女性は図1のとおり約33%であり、配偶者のいる女性の3人にひとりが何らかの被害に遭っていることとなります。

これを平成14年に調査した結果と比較すると図1のとおり約14%増加しています。

また、このことを5年以内に被害に遭ったことのある人に限っても図2のとおり14.1%の女性が何らかの被害に遭っていると回答しています。

交際相手からの被害については、図3のとおり、10代・20代で交際相手がいたことのある人のうち、身体的暴行だけでも8.7%の女性が被害を受けたことがあると回答しています。

図1

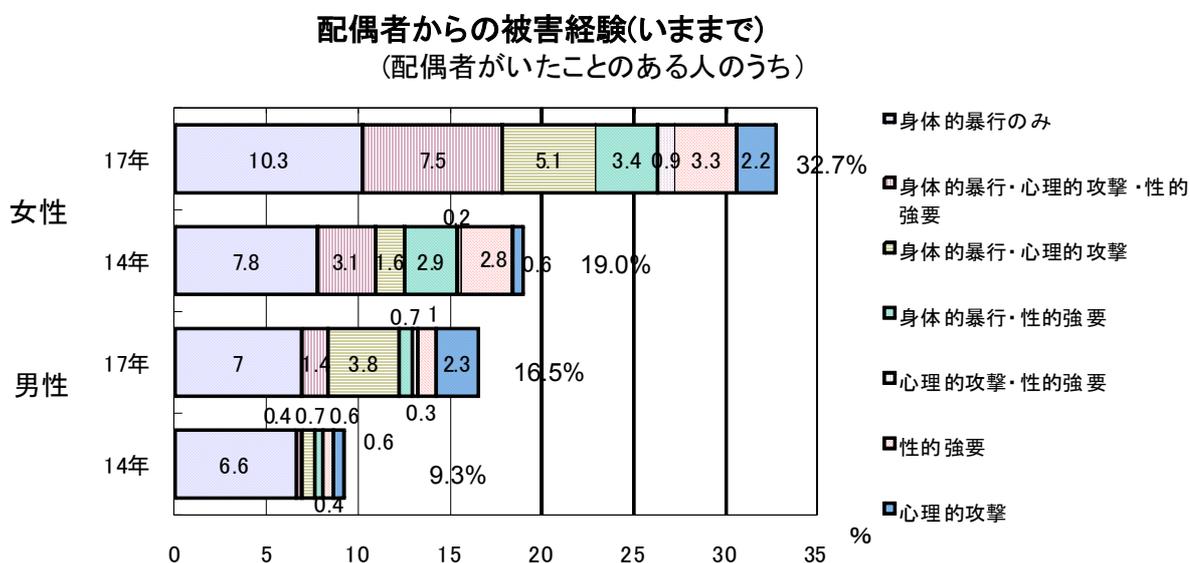


図2

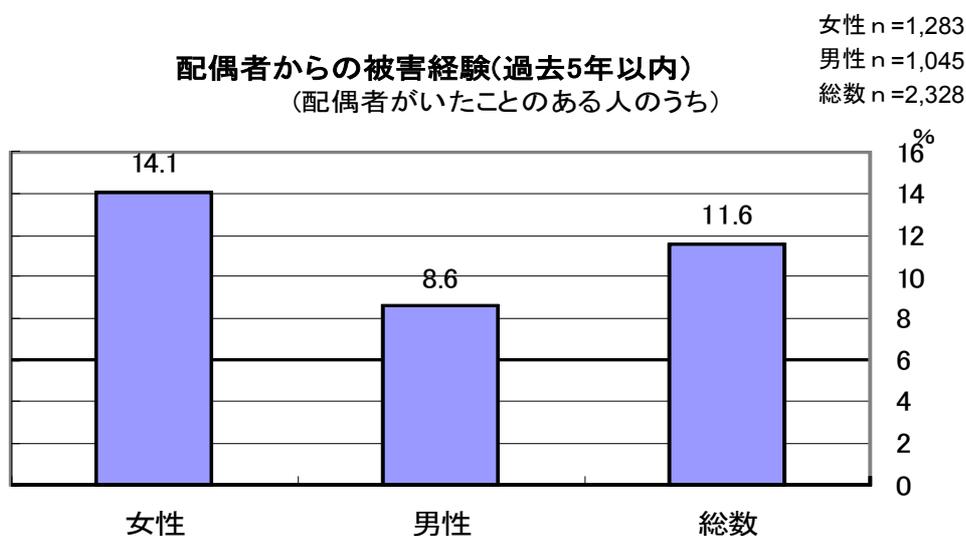
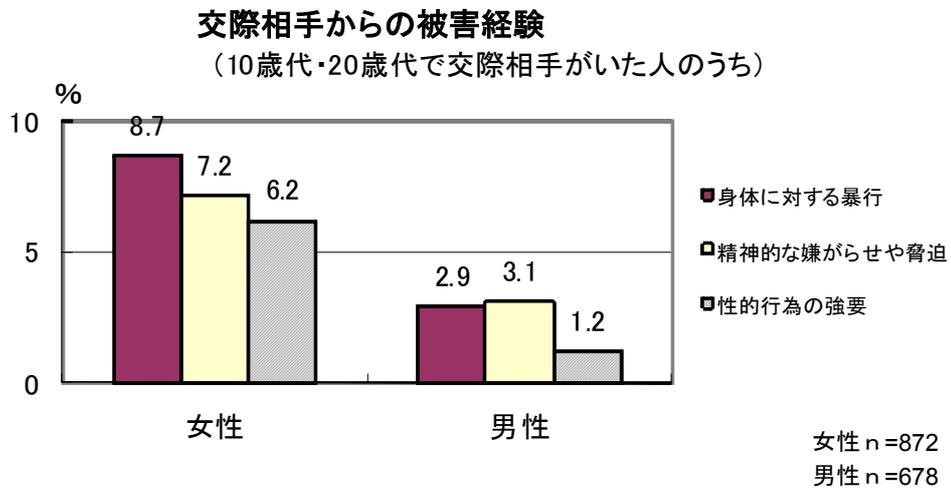


図 3



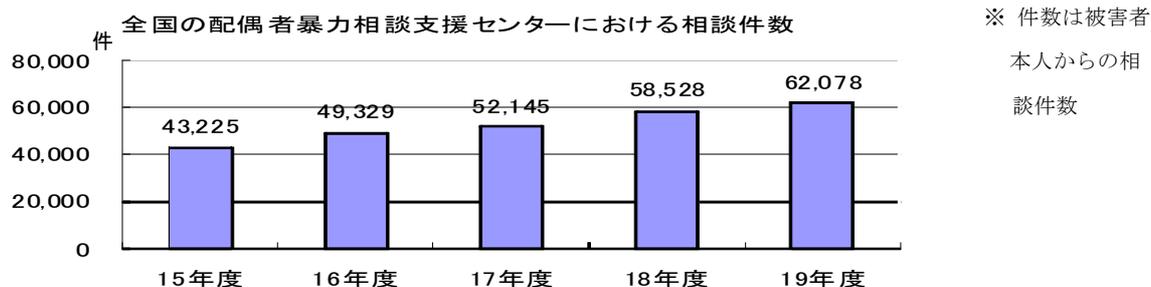
(2) 相談等の状況

① 全国の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターの施設数は、平成20年4月現在で、180ヶ所となっています。(うち市町村の支援センターは9ヶ所)

全国の相談件数は図4のとおり、平成19年度は62,078件で前年度に比べ約6%増加しています。

図4



(資料出所：内閣府男女共同参画局推進課)

全国の警察における平成19年の対応件数は、図5のとおり、20,992件で前年に比べ約15%増加しています。

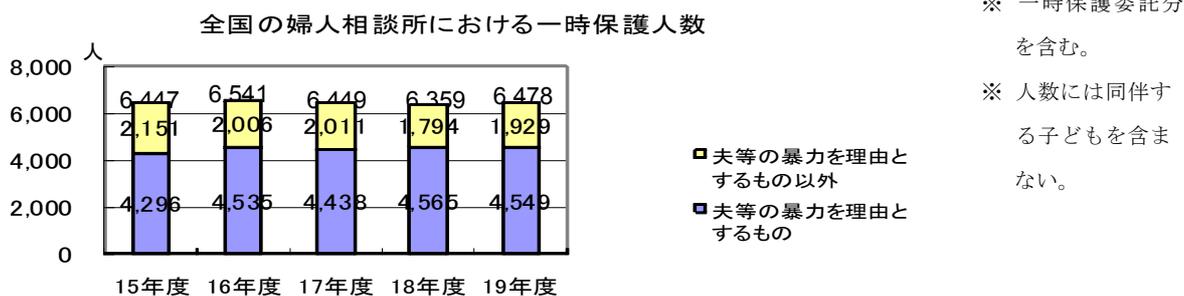
図5



(資料出所：警察庁)

全国の婦人相談所における一時保護人数は、図6のとおり、夫等の暴力を理由とするものは前年より16人減少しています。

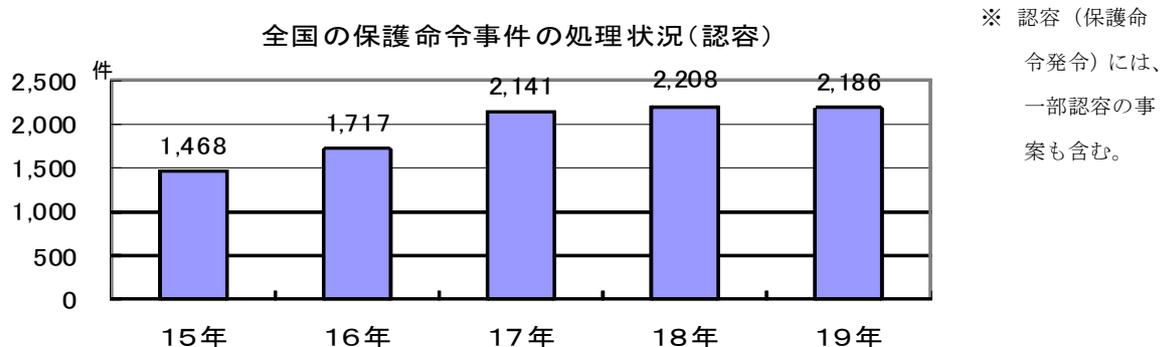
図6



(資料出所：厚生労働省)

全国の保護命令事件の処理件数については、図7のとおり、平成19年は2,186件で、前年よりも22件減少しています。

図7



(資料出所：最高裁判所)

全国の配偶者による暴力事件(殺人、傷害、暴行の合計)のうち、夫による暴力事件の検挙件数は、表1のとおり、平成17年以降急増しています。平成19年は2,232件で、前年より7.2%増えています。特に暴行の件数が増えています。

表1 全国の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

(注:内縁関係にある者を含む。)

(件)

区分	年次	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19
殺人		1,222	1,098	1,219	1,157	1,238	1,258	1,224	1,224	1,155	1,052
	うち配偶者	189	170	197	191	197	215	206	218	179	192
	うち夫によるもの	129	105	134	116	120	133	127	126	117	107
傷害		15,840	15,589	21,616	22,348	23,199	23,222	22,716	22,962	22,921	21,589
	うち配偶者	295	403	888	1,097	1,250	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346
	うち夫によるもの	273	375	838	1,065	1,197	1,211	1,143	1,264	1,294	1,255
うち傷害致死		176	191	168	191	180	173	135	138	139	104
	うち配偶者	13	19	17	14	18	18	14	20	15	10
	うち夫によるもの	12	17	17	10	15	16	12	17	14	8
暴行		5,016	4,730	7,151	7,740	8,223	9,341	10,525	13,519	19,175	21,203
	うち配偶者	35	36	127	156	219	234	290	379	707	933
	うち夫によるもの	33	36	124	152	211	230	284	359	671	870
合計		22,078	21,417	29,986	31,245	32,660	33,821	34,465	37,705	43,251	43,844
	うち配偶者	519	609	1,212	1,444	1,666	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471
	うち夫によるもの	435	516	1,096	1,333	1,528	1,574	1,554	1,749	2,082	2,232

※ 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

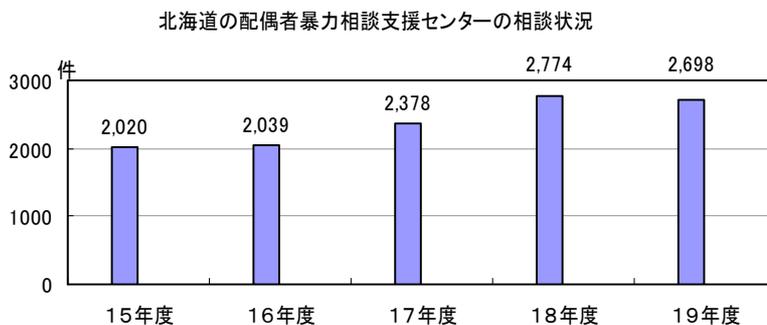
(資料出所：警察庁)

② 北海道の状況

a 相談

道内の配偶者暴力相談支援センターは18ヶ所あり、寄せられた相談件数は、図8のとおり、平成19年度は2,698件と前年度に比べ2.7%減少していますが、依然として高い状況で推移しています。

図8



(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

表2 配偶者からの暴力被害者の地域別相談受理状況（平成19年度実績）

(単位：件)

区分	札幌市	石狩支庁	渡島支庁	檜山支庁	後志支庁	空知支庁	上川支庁	留萌支庁	宗谷支庁	網走支庁	胆振支庁	日高支庁	十勝支庁	釧路支庁	根室支庁	道外	不明	総数
相談件数	1,398	112	168	4	67	107	150	8	22	60	164	26	150	71	17	55	119	2,698
(%)	(51.8)	(4.2)	(6.2)	(0.1)	(2.5)	(4.0)	(5.6)	(0.3)	(0.8)	(2.2)	(6.1)	(1.0)	(5.6)	(2.6)	(0.6)	(2.0)	(4.4)	(100.0)

※ 各支庁の配偶者暴力相談支援センターで受理した相談は、相談者の現住所にかかわらず、各支庁に計上した。

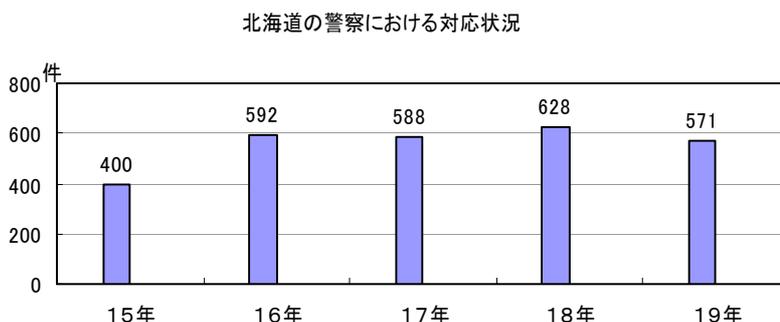
(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

配偶者暴力相談支援センター以外への相談では、北海道警察（図9）と婦人相談員を設置している市（図12）において前年度と比較して減少し、法務局（図11）は増加しています。

なお、民間シェルター（図10）の相談件数については、今年度からカウント方法を内閣府の調査内容にあわせたことから、前年度と直接比較ができない状況です。

法の施行により、配偶者からの暴力への認識の高まりや配偶者暴力相談支援センターなどの様々な相談窓口が拡充されたことに伴い、被害者が顕在化していることなどにより、依然として相談件数は高い状態にあります。

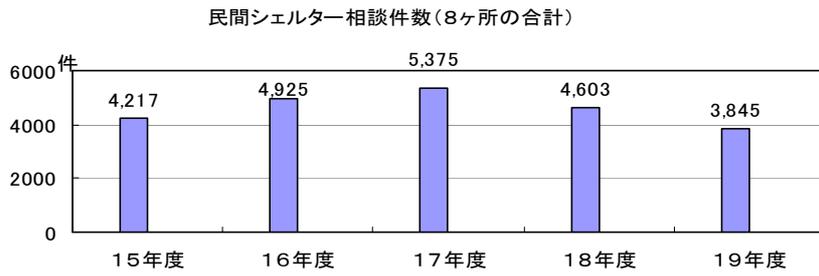
図9



※ 対応件数は、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

(資料出所：北海道警察本部)

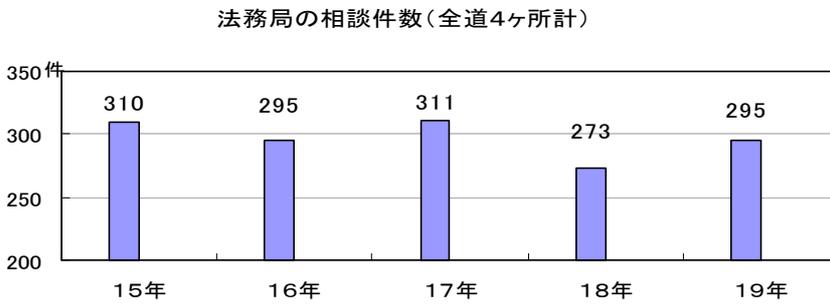
図10



※ 平成18年度からは8団体の合計。
平成19年度からは一時保護中の相談を除く。

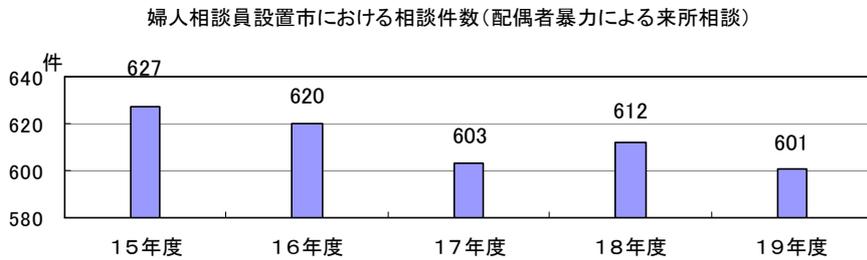
(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

図11



(資料出所：札幌法務局)

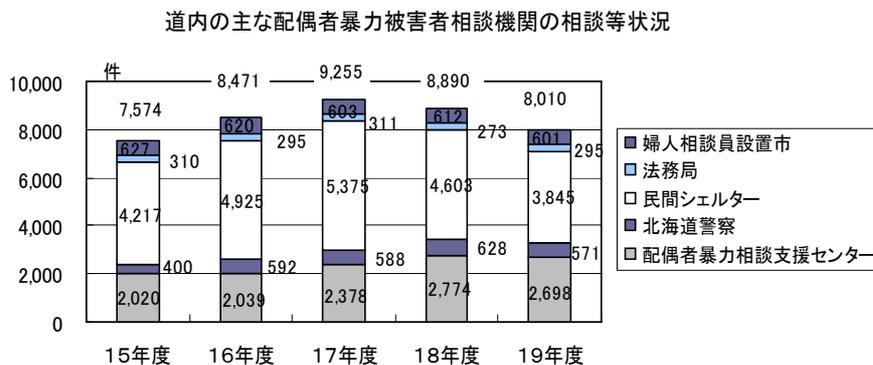
図12



※ 婦人相談員設置市(札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、苫小牧市、千歳市)

(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

図13 (参考) ※ 図8から図12までを合計した件数。

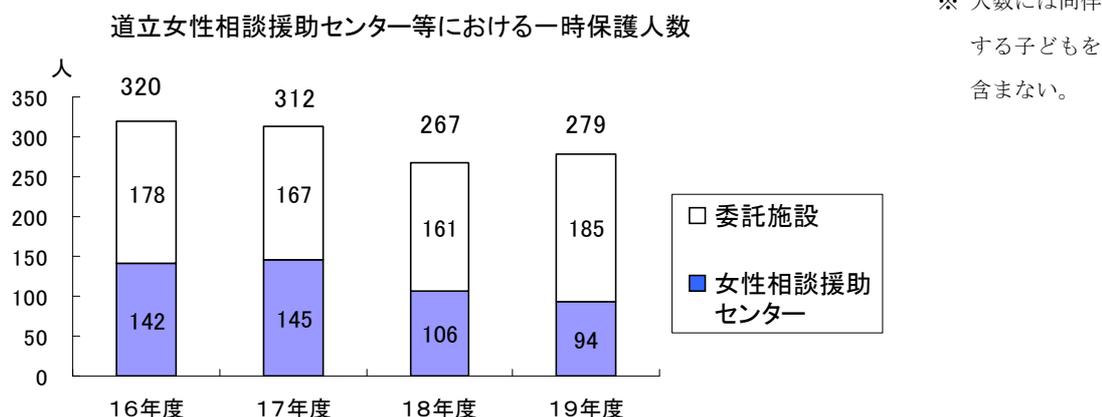


※ 北海道警察及び法務局については、年度ではなく暦年の件数を使用している。

b 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターや一時保護委託を行っている民間シェルター8ヶ所及び母子生活支援施設3ヶ所で行っており、これらを合わせた一時保護人数は、図14のとおり、平成19年度は279人で、前年度に比べ4.5%増加しています。

図14



(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

平成19年度の一時保護入所者279人の年齢別の状況は、30代を頂点とする山なりを描いており、10代も一人います。(表3)

また、世帯類型でみると、単身者は126人、子ども連れは、153人となっており、半分以上は子どもを同伴している状況となっています。(表4)

一時保護所入所の依頼についての経路別(平成19年度)では、警察関係が最も多く97人(28.7%)、他の相談機関や本人自身が次に多くなっています。(表5)

表3 配偶者からの暴力被害者の年齢別一時保護状況(平成19年度実績)

(単位：人)

区分	18歳未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	総数
女性相談援助センター	0	0	23	35	13	14	9	94
委託施設	0	1	45	51	37	25	26	185
合計	0	1	68	86	50	39	35	279
(%)	(0.0)	(0.4)	(24.4)	(30.8)	(17.9)	(14)	(12.5)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

表4 配偶者からの暴力被害者の世帯類型別一時保護状況(平成19年度実績)

(単位：人)

区分	単身者等	子ども連れ	総数
女性相談援助センター	43	51	94
委託施設	83	102	185
合計	126	153	279
(%)	(45.2)	(54.8)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

表5 配偶者からの暴力被害者の経路別一時保護状況（平成19年度実績）

（単位：人）

区分	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他県の 婦人 相談所	市の 婦人 相談員	福祉 事務所	他の 相談 機関	社会 福祉 施設等	医療 機関	教育 関係	縁故者 ・ 知人	そ の 他	総数
女性相談 援助センター	9	39	0	0	22	7	15	0	0	0	1	1	94
委託施設	53	41	2	0	6	12	54	0	1	0	3	13	185
合計	62	97	2	0	28	19	59	0	1	0	4	9	279
(%)	(22.2)	(28.7)	(0.7)	(0.0)	(10.0)	(6.8)	(24.7)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(1.4)	(5.0)	(100.0)

※ 他の相談機関には、支庁、町村、シェルター等を含む。（資料出所：北海道環境生活部生活局参事）

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

表6 配偶者からの暴力被害者の地域別一時保護状況（平成19年度実績）

（単位：人）

区分	札幌市	石狩 支庁	渡島 支庁	樺山 支庁	後志 支庁	空知 支庁	上川 支庁	留萌 支庁	宗谷 支庁	網走 支庁	胆振 支庁	日高 支庁	十勝 支庁	釧路 支庁	根室 支庁	道外	住所 不定者	総数
女性相談 援助センター	54	7	3	0	5	8	2	1	0	3	5	0	3	1	0	2	0	94
委託施設	16	4	49	1	0	3	20	1	0	15	40	3	17	5	1	10	0	185
合計	70	11	52	1	5	11	22	2	0	18	45	3	20	6	1	12	0	279
(%)	(25.1)	(3.9)	(18.6)	(0.4)	(1.8)	(3.9)	(7.9)	(0.7)	(0.0)	(6.5)	(16.1)	(1.1)	(7.2)	(2.2)	(0.4)	(4.3)	(0.0)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

（資料出所：北海道環境生活部生活局参事）

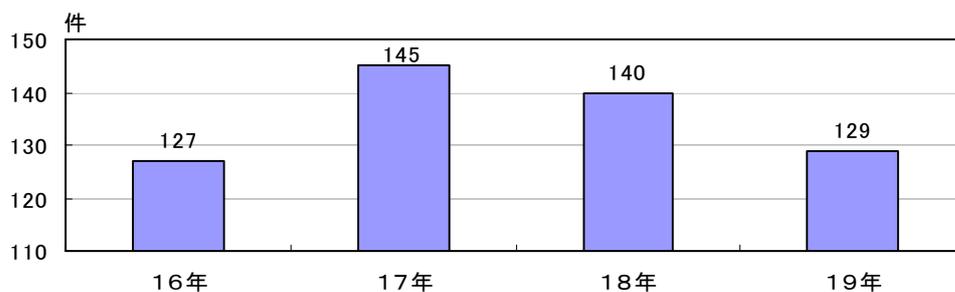
c 保護命令

道内の保護命令事件の処理件数については、図15のとおり、平成19年は129件で、法施行後（平成13年10月）からの累計は、750件になっています。

また、保護命令に違反して検挙された数は19件です。（法施行後～平成19年12月末まで）（北海道警察本部調べ）

図15

保護命令事件の処理状況（最高裁判所調べ）〔認容〕



※ 認容（保護命令発令）には、一部認容の事案も含む。

（資料出所：最高裁判所）

※ 道内地方裁判所（本庁・支部）の合計。

d 配偶者による暴力事件

道内における配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行）の検挙件数は、表7のとおり、平成12年から急増しており、平成19年は89件で前年に比べ1件（1.1%）減少しています。

夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力についてみると、殺人、傷害及び暴行の検挙件数は84件で、前年と同数となっています。

配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどが女性です。

表7 道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

（注：内縁関係にある者を含む。）

（件）

区分	年次	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19
殺人		42	41	48	43	42	39	45	38	49	44
	うち配偶者	6	4	10	7	6	8	12	7	8	7
	うち夫によるもの	3	2	6	5	3	7	3	4	6	5
傷害		798	709	906	946	947	997	832	787	780	750
	うち配偶者	15	24	48	64	58	69	58	46	56	55
	うち夫によるもの	12	18	46	64	55	63	55	44	52	52
	うち傷害致死	4	4	0	7	10	3	4	2	6	3
	うち配偶者	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0
うち夫によるもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
暴行		241	223	359	303	241	358	398	385	524	628
	うち配偶者	1	6	6	13	13	15	11	15	26	27
	うち夫によるもの	1	6	6	6	11	15	9	9	26	27
合計		1,081	973	1,313	1,292	1,330	1,394	1,275	1,210	1,359	1,422
	うち配偶者	22	34	64	84	77	92	81	68	90	89
	うち夫によるもの	16	26	58	82	69	85	67	63	84	84

※ 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

（資料出所：北海道警察本部）

Ⅲ 各 論

目標 1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。

そのため、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、配偶者や配偶者以外のパートナー、^{注1}親しい男女間の暴力など男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向けて啓発を進めます。

道が平成14年度に実施した意識調査において、「女性の人権が尊重されていないと感じること」は、全体で見ると、「家庭内での夫から妻への暴力」が42.6%で最も高くなっています。

また、「見たり聞いたりしたことのある言葉」について、男女とも「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(50.7% (女性)、45.2% (男性))をあげた人の割合が高くなっています。

しかし、内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」(H18)の中で、「配偶者暴力防止法の認知度」の項目では、「法律があることを知っていた人」は79.5%ですが、「その内容も知っている」と回答した人は13.3%であり、内容面までの理解は必ずしも高くありません。

また、同調査で、10代20代で交際相手がいた女性(女性全体の55.3%)のうち交際相手からの被害があったと答えた人は8.7%であり、若年層での被害も少なくないことがうかがえます。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、道民の社会的認識を高めることが重要です。

また、児童虐待防止法の改正により、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力^{注2}その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることが明確にされました。配偶者からの暴力から子どもを守るために、このことについても啓発を進めます。

さらに、被害者の適切な保護のためには、通報、一時保護や保護命令などのより具体的な制度等の内容について啓発を進めていく必要があります。

(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

〔施策の方向〕

配偶者からの暴力の問題に関する啓発については、特に次の点について道民の認識を高めるため、関係機関・団体と連携し、より積極的な広報・啓発及び教育に取り組みます。

i 男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発

注1 精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。

注2 この場合の「配偶者に対する暴力」は、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。」こととされています。

配偶者やパートナー、親密な関係にある男女間の暴力など、男女平等参画を阻害する暴力は許さないという意識が、社会全体で共有されるよう啓発に努めます。

ii 配偶者暴力についての認識の一層の浸透

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発に努めます。

また、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならず、いわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることなど、「配偶者暴力」についての認識が一層浸透するよう啓発に努めます。

iii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発

被害者の適切な保護に向け、法の趣旨・内容や保護命令制度の利用、相談窓口や一時保護等被害者の保護についての具体的な制度について啓発を進めます。

iv 児童虐待との関わりについての啓発

配偶者からの暴力が子どもに深刻な影響を与えるものであること、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることについても啓発に努めます。

v 外国人や障がい者への啓発

日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者に対して、適切に情報が提供されるよう努めます。

〔取組〕

- パネル展やセミナーの開催、道の広報媒体の活用、情報誌の発行等による啓発に努めます。
- 一般道民や企業等を対象としたセミナーの開催等、啓発機会の拡大に努めます。
- 効果的な啓発方法として、インターネットのホームページやマスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）の活用を努めます。
- 民間の団体や大学等の教育機関などと連携した啓発活動や、市町村の広報誌への掲載依頼など関係行政機関等と連携した広報活動の推進に努めます。
- 外国語や点字によるリーフレットの作成など日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への啓発の充実に努めます。

(2) 若年層に対する予防啓発の推進

配偶者からの暴力の防止は、学校・家庭・地域など、あらゆる場で人権尊重の意識を高めることが重要です。

とりわけ、若年層に対し配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することは有用であることから、関連機関と連携して、若年層を対象とした啓発活動が重要です。

なお、若年層に対しての啓発に当たっては、インターネットなど多様な媒体を有効に活用するなど、効果的手法に配慮する必要があります。

また、学校において人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられます。

〔施策の方向〕

i 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進

学校、家庭、社会を通し、人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育を進めます。

〔取組〕

- 学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等を通して子どもの人権や男女平等参画に配慮した教育の推進に努めます。
- 配偶者暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、チェックリストの作成などによる若い年齢層への啓発に努めます。
- 若年層を対象とした予防啓発に当たっては、効果的手法に配慮しながら進めます。
- 青少年団体と連携した啓発活動に努めます。
- 学校教育関係者との連携を図り効果的な啓発活動に努めます。

目標 2 被害者の発見や相談体制の充実

2 被害者の早期発見

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速、適切な対応に努める必要があります。

(1) 通報による早期発見

配偶者の暴力から被害者を保護するためには、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、通報等により、配偶者からの暴力を発見するよう努める必要があります。

そのためには、一般の方々からの通報等、被害者の身近な方々の支援が重要です。

また、学校や児童相談所、保健所などとの連携や啓発を一層進める必要があります。

特に、医療関係者は、日常業務を行う中で配偶者からの暴力を発見しやすいと考えられることから、医療関係者との連携により、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対する円滑な通報が行われ、配偶者からの暴力の早期発見につながることを期待されています。

① 一般からの通報

〔施策の方向〕

i 通報の意義についての啓発

一般の方々に対して、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている法の趣旨や早期発見の意義等について、様々な機会を利用して啓発に努めます。

ii 関係機関への通報の啓発

学校や児童相談所、保健所など配偶者からの暴力の早期発見につながる可能性のある機関や団体等への啓発に努めます。

〔取組〕

- 道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用を図ります。
- 関係機関や団体等の研修や広報活動、市町村広報誌などに対し積極的に情報提供を行うなど連携を図り、よりきめ細かな啓発活動を進めます。

② 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。

そのため、法においても、医療関係者が業務を行うに当たって被害者を発見した場合には配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされています。

医療関係者にあつては、この趣旨を踏まえ、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが期待されます。

他方で、被害者の保護は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要です。

通報の同意を得られない場合、被害者自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センターや相談機関等を適切に利用できるようにするためには、これらの関係機関に関する情報提供も必要となります。

医療関係者からの通報は、信頼関係と安全確保の観点から、原則として、被害者の明示的な同意が確認できた場合に行うことが望ましいと考えられますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

〔施策の方向〕

i 医療関係者への啓発

医療関係者に対する通報や情報提供に関する法の規定と、その趣旨及び被害者を発見した際の対応等について、医師会等関係機関と連携して啓発に努めます。

ii 被害者保護に向けた連携

配偶者からの暴力について、情報交換を行うなど、医療関係者との連携に努めます。

〔取組〕

- 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進を図るなど、被害者の発見、保護に向けた連携に努めます。
- 医療関係者に対し、配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関に係る情報が、被害者に確実に提供されるよう周知に努めます。
- 配偶者からの暴力に関する会議等への参画等による連携の推進に努めます。
- 救急隊員に対しても法の趣旨の周知に努めます。

③ 福祉関係者からの通報

民生委員、児童委員などは、相談業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあることから、適切な対応ができるよう、連携に努めます。

〔取組〕

- 北海道民生委員、児童委員連盟が開催する研修会への講師派遣や、研修資料等の提供を行うなど、被害者の発見・保護に向け連携に努めます。
- 民生委員、児童委員をはじめとした福祉関係者向けに相談対応マニュアルを作成するなど、被害者に適切に対応できるよう連携に努めます。

(2) 通報等への適切な対応

通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察官は、被害者の安全確保を第一として被害防止の措置・被害者の相談・一時保護の迅速、適切な対応に努めます。

① 配偶者暴力相談支援センター

〔施策の方向〕

i 被害者の安全確保

被害者の安全確保を第一に、警察官、その他の関係機関と連携を図るなど、迅速、適切な対応に努めます。

〔取組〕

- 通報を受けた場合、被害者の安全確認を行うとともに、通報者に対し、必要に応じ、被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうなど協力を求め、併せて加害者にそのことを知られないよう依頼します。
- 道立女性相談援助センターは、医療機関専用電話を活用し医療関係者からの通報に対し、適切に対応するよう努めます。
- 被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨します。
- 被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講じます。
- 通報者の氏名等を公にすることがないよう十分な注意を払います。

② 警察

〔施策の方向〕

i 被害の防止

警察官は、通報やパトロールでの発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被

被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

〔 取 組 〕

配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、次に掲げる対応を行います。

- 暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護します。
- 被害者、被害者の親族、支援者等（以下「被害関係者等」という。）から内容を聴取するなど必要な捜査を行い、加害者に対する事件化の検討や指導警告を行うほか、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。
- 被害者に対して、事案に応じた必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示をするなどの指導及び助言を行います。

3 相談体制の充実

北海道にあって、相談体制の充実を図るためには、北海道の広域性を考慮する必要があります。また、被害者が身近な地域で相談したり情報を入手できるようきめ細かな対応に努めることが重要です。

さらに、配偶者からの暴力についての相談は、他の問題と関わることも多いことから、この点についても留意する必要があります。

現在は、道の設置する全道16ヶ所の配偶者暴力相談支援センターや警察署、民間シェルター、市町村、民生委員・児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所等が配偶者からの暴力や関連する問題について、相談を受けています。

相談内容も多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターやその中核的機関である道立女性相談援助センターの相談機能の充実を進めるほか、福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関、市町村、団体とのネットワークの構築を進め、多様な相談機能の充実に努めます。

今後、より一層関連する各相談機関、市町村、団体とのネットワークの構築に努め、全道的な相談体制の整備に努めます。

被害者の身近な相談機関として、市町村の関係部署や地域の保健所などは重要な役割を果たしています。特に、市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有していることから、今後、一層市町村との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、国や道、民間団体の調査においても、配偶者からの暴力が行われている家庭では、同時に児童への暴力との関係が指摘されていることから、児童相談所等の関係機関との連携も重要です。

児童虐待防止法の改正により、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待に含まれることが明確にされたことから、特に同伴する子どもに関して、児童相談所等の関係機関と連携し、保護及び支援など適切な対応に努めます。

被害者への相談対応に当たっては、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、プライバシー

の保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けること等被害者の人権に配慮した対応に努めるとともに、性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に努めます。

① 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力についての中心的な相談機関である配偶者暴力相談支援センターは、現在、道立女性相談援助センター、北海道環境生活部生活局参事及び各支庁地域振興部環境生活課（14ヶ所）の合計16ヶ所が位置づけられ、配偶者からの暴力の相談を受けて、必要な助言を行っています。

道の配偶者暴力相談支援センターの中核施設である道立女性相談援助センターでは、被害者の心身の健康を回復させるための心理相談、自立支援、保護命令制度についての情報提供・助言、関係機関との連絡調整等の支援を行っています。

また、道では、障がいのある相談者に対しては、点字版リーフレットを作成し、各配偶者暴力相談支援センターや市町村に配付しています。

なお、札幌市は、平成17年11月に、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす拠点として「札幌市配偶者暴力相談センター」を開設しました。

〔施策の方向〕

被害者からの相談に対応するために、相談機能の強化、関係機関との連携の充実に努めます。

i 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化

道立女性相談援助センターは、相談、心理判定等を担う職員、嘱託医等を配置した体制となっており、道の中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、他の相談機関からの処遇困難なケース等に係るアドバイス要請に対応するなど、相談機能の強化に努めます。

福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関、団体とのネットワークを構築し、多様な相談に対する相談機能の充実に努めます。

ii 関係機関との全道的ネットワークの構築による相談体制の整備

環境生活部生活局参事は、国及び関係機関からの情報提供、広報啓発、統計調査等、配偶者暴力防止施策に係る総合調整機関としての機能、関係機関との連絡調整等、全道的なネットワークづくりに努めます。

iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築

支庁の配偶者暴力相談支援センター（各支庁地域振興部環境生活課（14ヶ所））は、被害者の身近な市町村や地域の関係機関との連携のため、地域のネットワークづくりに努めます。

iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進

被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、関係機関と連携し、人権に配慮した対応に努めます。また、被害者が、外国人、障がい者、高齢者であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うよう努めます。

v 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備

児童相談所等との連携により、同伴の子どもに対する相談体制の整備に努めます。

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、児童相談所、市町村、福祉事務所、警察等の関係機関と連携し、子どもの保護及び支援のため、適切に対応します。また、各市町村の要保護児童対策地域協議会とも連携協力します。

〔取組〕

- 道立女性相談援助センターは、中核的配偶者暴力相談支援センターとしての機能の充実に努めます。
- 道立女性相談援助センターは、相談時間の延長など相談体制の充実に努めます。
- 道立女性相談援助センターは、来所又は電話での、弁護士による「法律相談」を引き続き実施します。
- 日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者からの相談に適切な対応ができるよう必要な研修等の充実に努めます。
- 被害者が自分自身や家族の精神障がい等の問題を抱えている場合など、必要に応じ、道立精神保健福祉センター等との連携に努め支援します。
- 関係機関に対して、全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報の発信等に努めます。
- 全道の関係機関連絡会議開催によるネットワークづくりに努めます。
- 地域の関係機関連絡会議開催によるネットワークづくりに努めます。

② 警察

〔施策の方向〕

i 相談体制の充実と関係機関との連携

警察は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、引き続き配偶者からの暴力に関する相談に対応していきます。

配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られず、警察以外の機関において措置することが適切であると認められる事案もあり、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携をさらに強化していきます。

〔取組〕

- 被害関係者等から内容を聴取するなど必要な捜査を行い、加害者に対する事件化の検討や指導警告を行うほか、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。
- 被害者に対して、事案に応じた必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示をするなどの指導及び助言を行います。
- 被害関係者等からの相談に対しては、女性警察職員等による相談対応や被害関係者等と加害者及び加害関係者を分離するなど、被害関係者等が相談しやすい環境に配慮します。
- 配偶者からの暴力を受けている被害者から、援助を受けたい旨の申出があり、相当と認めるときは、次に掲げる必要な援助を行います。
 - a 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難、その他必要な措置を教示する。
 - b 加害者に被害者の住所又は居所を知られないような方法を教示する。
 - c 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施

設の供用)を行う。

- d 被害者が配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために上記以外の適切な援助を行う。

③ 市町村との連携

法第2条により、市町村は、配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援を含め、適切な保護を図る責務を有しています。

さらに平成19年の法改正により、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務となりました。

特に北海道の広域性を考慮すると、身近な行政主体である市町村に支援の窓口として配偶者暴力相談支援センターが設置されることは重要であると考えられます。

市町村は、被害者の身近な相談機関として、福祉・保健・教育等多くの関係部署があり、相談から自立支援まで重要な役割を担っています。

今後、一層、被害者の身近な相談機関である市町村との連携や相談体制の整備に向けた支援に努める必要があります。

〔施策の方向〕

i 市町村の相談窓口との連携と支援

被害者に身近な相談窓口としての市町村による支援がより効果的に推進されるよう連携を進めます。

〔取組〕

- 市町村において、被害者の相談に対し、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置が進むよう働きかけるとともに、積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言など支援の充実に努めます。
- 市町村に、配偶者暴力相談支援センターが設置されることは、被害者にとって、より望ましいことから、説明会を行うなど設置に向け働きかけていきます。
- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に際しては、運営に必要な技術支援や情報提供などの支援を行います。
- 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要な財政措置について、国に要望していきます。

④ その他の関係機関との連携

〔施策の方向〕

i 全道的な相談機関のネットワークの構築

被害者の相談窓口として民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、児童相談所等とのネットワークを構築します。

ii 多様な相談体制の整備

多様な相談に対応するため関係機関との相互連携を進め、相談、支援体制の充実を図ります。

iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築

各支庁ごとに、地域の関係機関とのネットワークの構築を進めます。

〔 取 組 〕

○ 民間団体との連携

配偶者からの暴力の相談活動を行う民間シェルター等の民間団体も、被害者の多様な相談対応に大きな役割を担っていることから、相談対応に当たっては、今後も連携に努めます。

○ 民生委員・児童委員との連携

民生委員、児童委員は、被害者の発見にも重要な役割を果たすと考えられるので今後一層の連携に努めます。

○ 人権擁護機関との連携

各法務局及び人権擁護委員連合会^{注1}との連携を強化しながら、被害者の相談対応に努めます。

○ 人権擁護委員向けに相談対応マニュアルを作成するなど、被害者に対し適切な対応ができるよう連携に努めます。

○ 福祉事務所等との連携

福祉事務所、保健所、児童相談所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令により福祉、保健、医療、子どもなどに関する身近な相談機関であり、今後も連携しながら被害者の相談対応に努めます。

目標 3 被害者の適切な保護

4 保護体制の充実

(1) 一時保護

被害者が加害者から逃れ、身の安全を図るためには、緊急に避難する場所が必要です。

そのための一時保護は、法により、都道府県の責務とされています。

道では、道立女性相談援助センターにおいて一時保護を行うとともに、本道の広域性を考慮し、民間シェルターや母子生活支援施設に一時保護業務を委託しています。

また、この他、被害者本人の意思や状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設、児童相談所などの一時保護所の活用等、状況に応じた施設での対応に努めます。

注1 道内の各法務局及び人権擁護委員連合会では、人権相談所（法務局又は支局に設置）及び特設人権相談所を開設し、様々な人権相談に対応しています。

特に平成12年からは、女性の人権に関わる問題を専門に扱う「女性の人権ホットライン」を各法務局に設置し、配偶者からの暴力等の女性の人権に対する侵害をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受けています。

一時保護の場合、被害者や同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関との連絡等により、緊密な連携に努める必要があります。

被害者の人権への配慮、秘密の保持、同伴する子ども等の保護等、安全で安心な保護に努めるとともに、特に日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への対応についても配慮します。

一時保護の他都府県との連携について検討を進めます。

また、男性の被害者からの相談は、女性に比べ極めて少ないこともあり、専用の保護施設^{注1}はありませんが、被害者保護の観点から、適切な一時保護等について検討を行います。

① 道立女性相談援助センター(婦人相談所)

道では、道立女性相談援助センターが、市町村や警察等の関係機関と連携しながら、女性の被害者の一時保護（夜間及び休日の緊急時も対応）を行っています。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう、相談、心理判定、指導担当職員及び保育士、弁護士、嘱託医、看護師等の職員を配置し、相互に連携しながら、入所者に対する自立支援に関する相談や心理相談、同伴する子どもの保育指導等を行っています。

この他、弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」を実施しています。

また、同伴する子どもに対しても、必要に応じ、心理判定を行い、児童相談所と連携し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。

〔施策の方向〕

i 受入れ態勢の充実

被害者が安心して援助を受けられるよう受入れ態勢の充実に努めます。

ii 関係機関との緊密な連携

一時保護に当たっては、警察や福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関と速やかに連絡や情報交換を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

〔取組〕

- 入所期間中においては、必要に応じ、警察の対応を求めるなど、加害者からの追及に対処します。
- 弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」を引き続き実施します。
- 入所期間については、他の施設等への入所等の措置が執られるまでの間や指導、援助を行うために必要な最小限の期間としていますが、入所者の状況により、弾力的な対応に努めます。
- リラクゼーション・プログラム^{注2}を心理的な回復を目的に行います。

注1 既存の一時保護施設においては、男性の被害者を受け入れることは難しい状況にある。

注2 内容は、ストレッチと筋弛緩、アロマテラピー等で構成されている。

- 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため、関係機関と連携を図ります。
- 同伴する子どもについては、必要に応じ、児童相談所等と連携し、適切な保護及び支援に努めます。
- 同伴する子どもの学習については、加害者の追及等により通学が困難なため、学習教材等の活用を図り、同伴する子どもが学習できる環境づくりに配慮します。
- 外国人の被害者については、入国管理局等関係機関と連携を図りながら支援を行うほか、必要に応じ、外国人支援団体の協力を得て、通訳の確保など体制づくりに努めます。
- 一時保護や施設入所について、都道府県を越えた広域的な連携の取り組みを進めます。

② 被害者の一時保護を委託する施設

広域な本道において、適切な一時保護を実施するため、道立女性相談援助センターにおいては、自ら一時保護を行うとともに、道内8ヶ所の民間シェルター及び3ヶ所の母子生活支援施設に一時保護業務を委託しています。

現在、道内6連携地域すべてに一時保護施設があります。

一時保護件数は、平成16年度をピークに微減し、平成19年度には増加傾向に転じています。一時保護件数全体の中で委託の件数が占める割合は、平成16年度の55.6%から、平成19年度では66.3%を占め、一時保護において委託施設が果たす役割が大きくなっています。

〔施策の方向〕

i 全道的な一時保護体制の充実

民間の一時保護委託施設では、実質的に被害者に対する相談から一時保護、自立まできめ細かな支援が行われており、道が行う被害者の支援対策を補完する役割を担っていることから、今後も連携し、一時保護体制の充実に努めます。

〔取組〕

- 広域な北海道における一時保護体制を充実させるため、今後とも、積極的な活動を行っている施設、団体との連携の確保に努めます。
- 男性被害者の一時保護について、社会福祉施設の活用等も含め検討を進めます。

(2) 保護命令制度の利用

保護命令制度は、「配偶者からの身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去又は④電話等禁止命令を内容とする「保護命令」を発令し、加害者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。

道内の保護命令の認容件数は、平成15年の114件から平成16年には127件、平成19年には129件と増加しています（道内地方裁判所計）。全国でも平成15年1,468件、平成16年1,717件、平成19年2,186件と増加傾向にあります。

配偶者からの暴力相談に対応している関係機関では、相談があった場合、必要に応じ、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等においては、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て先の裁判所との連絡や申立てについての助言などの支援に努めています。

〔施策の方向〕

i 保護命令制度についての周知

法改正により、保護命令制度の拡充が図られており、拡充された内容等について一層制度の周知に努めます。

ii 保護命令についての適切な助言と支援

円滑な保護命令の申立てができるよう、保護命令の利用について適切に助言するとともに、関係機関との連絡など支援に努めます。

〔取組〕

- 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供に努めるとともに、申立てに当たり、申立て先の裁判所との連絡や助言など支援に努めます。
- 他の相談機関等においても、保護命令制度について適切な助言がされるよう、情報提供に努めます。
- 道立女性相談援助センターでは、弁護士による「法律相談」を引き続き実施します。
- 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令通知書の送付を受けた時には、警察と連携して、被害者の安全確保に努めます。

〔警察における対応〕

警察において保護命令の通知を受けた場合は、次に掲げる対応を行うこととしています。

- 速やかに被害関係者等と連絡を取り、配偶者からの暴力による危害の防止や緊急時の迅速な通報等について教示します。
- 被害関係者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められたときは、被害関係者等に対し、自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を助言します。
- 加害者に対しては、保護命令が確実に遵守されるよう指導するとともに、保護命令違反が罪になることを警告します。

目標 4 被害者の自立の支援

5 自立支援

被害者の自立を促進するためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用が適切に行われる必要があります。

平成19年度の退所者279人の一時保護所退所後の状況は、新たに住宅を借りるなどし、生活を始めた人が128人（約46%）、次いで帰宅が41人（約15%）となっており、また、102人（約37%）が生活保護を受けている現状にあります。

配偶者暴力相談支援センターや一時保護委託施設では、被害者の意思を尊重しながら、被害者に対し職業安定所からの求人情報の提供、生活保護等について福祉事務所との連絡調整、保護命令の手續や離婚調停手續の相談対応、一時保護所退所後のアフターケアや弁護士相談の紹介等、自立支援に向けた援助に取り組んでいます。

被害者の自立支援を円滑に行うためには、それぞれの関係機関、団体の持つ支援機能が総合的、継続的に働くよう、支援体制を整備していくことが求められます。

また、市町村は住民に身近な行政機関として、住民基本台帳等閲覧制限、国民健康保険被保険者証の交付、公営住宅の入居等の手續、子どもの保育所への入所相談など様々な被害者支援の業務を行うなどの機能を有していることから、総合的な自立支援に向け、より密接な連携を図る必要があります。

一時保護施設を退所した後も、専門的な支援を必要とする被害者はもとより、地域での生活をはじめた被害者に対し、関係機関等による相談等の支援が途切れることのないよう配慮することが必要です。

〔施策の方向〕

i 総合的な支援体制の整備

被害者の自立支援に向けて、就業の促進、住宅の確保、援護等が必要なことから、総合的な支援に努めます。そのため、関係機関と連携しながら支援体制の構築に努めます。

〔取組〕

- 関係機関の協力の下、支援策や支援情報等を取りまとめた自立支援連携マニュアルを活用するなど、ネットワークの構築を図ります。
- 被害者が自立する際に必要とされる各種支援制度を紹介する支援ハンドブックを作成するなど情報の提供に努めます。
- 各市町村において庁内の手續きを一元化して進めることができるように窓口の明確化や共通様式の作成に関する情報提供や助言に努めます。
- 関係機関へ被害者が出向く際、事案に応じ同行し、被害者の負担を軽減するとともに、手續きの円滑化を図ります。

ii 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが重要です。被害者の状況に応じて、公共職業安定所等と連携し、情報提供や助言を行い、就業の支援に

努めます。

〔 取 組 〕

- 公共職業安定所における求人情報や就職・能力開発に関する相談等、支援機関の情報を収集し、情報提供や助言に努めます。
- 職業訓練施設等における社会情勢の変化や地域ニーズに対応した職業訓練制度等について情報提供や助言に努めます。
- 公共職業安定所の窓口などにおいて、被害者の状況等の理解と配慮した対応がなされるよう、公共職業安定所に対して要請します。
- 就業に関する各種研修などの情報について情報提供に努めます。
- 子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター^{注1}における就業相談等の対象となるので、こうした機能の活用についても積極的に情報提供、助言に努めます。
- 経営者団体などに、被害者の就業が円滑に行われるよう被害者の自立支援について理解を求めます。

iii 住宅の確保

被害者の実情等に応じて、地方公共団体における住宅部局や福祉部局のほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が緊密な連携を図り、公営住宅を始めとした住宅の確保に関する確かな情報提供を行うなど、被害者の居住の安定が図られるよう対応に努めます。

被害者の公営住宅への優先入居等について、地域の住宅事情や管理の状況等を総合的に勘案した適切な対応が図られるよう各市町村に技術的助言や情報提供するよう努めるほか、道営住宅における取扱いについて被害者の実情等に応じた適切な対応に努めます。

〔 取 組 〕

- 公営住宅空き状況等の情報提供に努めます。
- 公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、地域の住宅事情や管理の状況等に応じた適切な対応が図られるよう市町村に技術的助言や情報提供するよう努めます。
- 道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置や、単身被害者の同居親族要件の緩和措置などに努めます。
- 民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、関係団体と連携し、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について努めます。

iv 援護制度の活用

被害者の自立に当たり、生活保護、児童扶養手当等の援護制度が必要な役割を担うことか

注1 道内3ヶ所（札幌市・函館市・北見市）に設置されています。

ら、関係機関と連携し、円滑な対応が図られるよう努めます。

ア 生活保護

〔取組〕

- 被害者に対して、事案に応じ、生活保護制度の適用について、市町村・保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課への相談に関する情報提供等を行います。
- 被害者は、着の身着のまま避難してきているケースが多いため、生活保護の申請を行う場合が多く、また、速やかな手続が求められることから、市町村・福祉事務所に対しては、配偶者からの暴力被害についての理解が一層進むよう、研修等を活用して理解促進を図ります。

イ 児童扶養手当

〔取組〕

- 同伴する子どものいる被害者に対しては、自立するに当たり、児童扶養手当の受給の可能性のあることから、離婚母子家庭等に支給される制度の仕組や手続先などの情報提供を行います。

ウ 母子生活支援施設

〔取組〕

- 同伴する子どものいる被害者に対しては、子どもの保育や教育等を含め、心身の健康回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行っている母子生活支援施設の活用について情報提供を行います。

v 健康保険に関する適切な情報提供

被害者が加害者の扶養家族となっている健康保険証を使用した場合、加害者側に居所が知られる可能性があることを被害者に対し周知するとともに、新たな健康保険証の取得の方法等について情報提供に努めます。

〔取組〕

- 被害者が健康保険証を取得するため、加害者の扶養家族から外す場合は、必要に応じ証明書を道内18ヶ所の配偶者暴力相談支援センターで発行します。
- 子どもなどの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行します。

vi 国民年金に関する適切な情報提供

被害者が不利益を被らないよう、被害者の状況に応じ、国民年金の加入手続について情報提供に努めます。

〔取組〕

- 相談機関等に対して、年金に関する必要な手続等に関する情報を被害者に適切に提供できるよう取扱いなどの周知に努めます。

vii 同居する子どもの就学等

関係する教育委員会及び学校と連携を図るとともに、同居する子どもの就学等についての必要な措置について、被害者に助言等の支援を行います。

〔取組〕

- 被害者や被害者と同居する未成年の子どもに対する接近禁止命令制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校に周知します。
- 被害者や被害者と同居している未成年の子どもに対する接近禁止命令が発令された場合には、その旨を学校に申し出るよう被害者に助言します。
- 教育委員会や学校に対して、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理するよう要請します。
- 教育委員会や学校と連携して、必要に応じ、家庭教育カウンセラー相談事業や、子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用などが図られるよう努めます。
- 被害者に対し、必要に応じて保育所の利用及びその他の保育サービスに関する情報提供に努めます。

viii 住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の保護を図る観点から、市町村においては、被害者から申出があった場合、住民基本台帳の閲覧制限等の措置が執られています。

被害者の安全のため、情報の保護に努めるとともに、被害者に対して助言等を行います。

〔取組〕

- 加害者等から不当な目的で交付又は閲覧の請求が行われることを防ぐため、本人確認など厳格な審査が行われていることから、被害者に対して必要に応じ、適切に住民基本台帳の閲覧制限等の申出が行われるよう情報提供等に努めるとともに、市町村と連携し啓発に努めます。

ix その他

その他、被害者の自立支援に向けた取組に努めます。

〔 取 組 〕

- 離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介、民事法律扶助制度の紹介、生活資金等の貸付として生活福祉資金や母子寡婦福祉資金の活用相談対応など被害者の自立に向けた多様な情報提供に努めます。
- 道立女性相談援助センターでは、一時保護所退所後の被害者に対して、必要に応じ、継続的な支援に取り組みます。
- 道立女性相談援助センターでは、一時保護した被害者の中で、自立のため長期（概ね1年）の援助が必要と判断され、かつ入所を希望する場合には、婦人保護施設における支援を行います。
- 市町村に対して、国民健康保険や国民年金、児童手当、保育所関係等の手続窓口において被害者や同伴する家族の住所等の個人情報について適切な管理を行うよう要請します。

目標5 関係機関、団体の相互の連携協力・ネットワークの構築

6 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国や地方公共団体のほか、被害者の保護、自立支援などに積極的に活動している民間シェルターや母子生活支援施設など民間団体と緊密に連携を取りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

民間シェルターでは、被害者保護や自立支援のため活発に活動しており、被害者の保護に当たり、柔軟で機動的な対応を行うとともに、配偶者からの暴力の相談においても、身近な相談機関としての役割を果たしています。

しかし、民間シェルターは、会員からの会費収入を主な収入としているため、その財政基盤は弱い面があります。

このため、道では、平成11年度から民間シェルターに対する補助を継続して行っており、また、市町村では平成20年度において10市が民間シェルターへの財政支援を行っています。

母子生活支援施設は、同伴する子どものいる母親を対象とする施設であり、社会福祉援助技術及び自立支援のノウハウを生かし、同伴する子どもへの支援を行う等、子どもを伴う被害者に対する専門的な支援を行っています。

〔 施策の方向 〕

i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実

被害者の相談、一時保護及び自立支援に当たっては、公的機関だけでなく、積極的に活動している民間団体とも連携を強めながら、被害者への支援体制の充実に努めます。

〔 取 組 〕

- 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実に努めます。
- 今後も、被害者支援を充実するためのパートナーとして、民間シェルター、母子生活支

援施設と積極的に連携していくとともに、民間シェルターが被害者保護に関する活動を継続できるよう支援に努めます。

- 母子生活支援施設は、母子を保護するとともに、その自立を促進するための支援を行っており、今後も継続して連携に努めます。

7 市町村、関係機関、団体等との連携協力

被害者の保護及び自立支援を効果的に実施するためには、国、地方公共団体を始めとする、多様な機能を持った関係機関や民間団体が相互に連携を図り、各機関等が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援の各段階において緊密に連携し、その適切な保護や自立支援が切れ目なく行われるよう、それぞれの役割を明らかにし、相互に連携協力する仕組みを構築していく必要があります。

この度の国の基本方針の改定において、都道府県と市町村の基本的役割が示されましたが、道では一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、被害者の支援における中核としての役割を果たしていきます。

また、市町村においては、人口規模などの地域の状況に応じ、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保や、地域における継続的な自立支援等身近な行政主体としての役割が発揮されることを期待します。

また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要であり、今後とも連携が必要です。

道では、広域的な連携を図るため、全道的な連絡会議として「女性相談援助関係機関等連絡会議^{注1}」を設置するとともに、各地域における連携を図るため、地域ごとに「支庁地域連絡会議^{注2}」を設置しています。

〔施策の方向〕

i 配偶者からの暴力防止支援のための全道的ネットワークの構築

配偶者からの暴力の防止と被害者からの相談や一時保護、自立支援に関わる施策を総合的に推進するため、警察本部、医師会、弁護士会等の関係機関、団体による全道的ネットワークづくりに努めます。

ii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築

地域ごとに、具体的な支援に向け、各警察署、市町村、民間シェルター、母子生活支援施設など関係機関、団体のネットワークづくりに努め、問題解決に向けた協力関係を築きます。

iii 市町村基本計画に対する支援

平成19年の法改正により、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことか

注1 女性相談援助関係機関等連絡会議

裁判所、警察、法務局、北海道医師会、札幌弁護士会、市長会、町村会、北海道シェルターネットワーク等40機関

注2 支庁地域連絡会議

市町村、警察、裁判所、法務局、支庁関係課、民間シェルター、母子生活支援施設等

ら、策定のための支援に努める必要があります。

〔取組〕

- 広範多岐にわたる被害者の状況について理解を深めることで適切な支援が行えるよう、連絡会議等において情報交換や事例研究を行います。
- 被害者に対して具体的かつ適切な対応ができるよう、各支庁ごとに配偶者暴力相談支援センターを中心に、各地域での問題解決に向けた関係機関、団体によるネットワークの構築に努めます。
- 関係機関向けに作成した相談支援対応マニュアルを活用するなど連携に努めます。
- 市町村基本計画を策定する際参考となるよう、ひな型を作成します。

目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実

8 職務関係者の研修、人材育成

被害者の相談対応、自立支援等を適切に行うためには、職務上関係のある者が、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上で対応することが重要になります。

被害者は配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分配慮するとともに、被害者の人権を尊重し、理解不足により被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に二次的被害が生じないように配慮する必要があります。

また、相談等に当たる職務関係者については、その職務の特性を考慮し、遂行の過程で心身の健康が損なわれることのないように配慮する必要があります。

道では、全道の関係機関職員を対象に「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」を開催するとともに、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を開催しているほか、女性相談援助関係機関等連絡会議及び支庁地域連絡会議を設置し、情報交換、事例研究等により、情報の共有化を図るなど、研修、人材育成を進めています。

〔施策の方向〕

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、適切に被害者からの相談対応・自立支援等を行うため、専門研修等により職務関係者の人材育成に努めます。

i 専門性を高める研修の推進

より適切な被害者保護に向けて、被害者心理を踏まえた面接技法などの専門性を高める研修の実施に努めます。

ii 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者からの相談対応や自立支援等が適切に行われるよう関係機関・団体への情報提供や研修の実施、また、研修に対する支援に努めます。

iii 相談担当職員に対する配慮

精神的な負担の多い相談担当職員がバーンアウト等で心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。

〔取組〕

- 「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」における専門家による講演や、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を実施します。
- 女性相談援助関係機関等連絡会議、支庁地域連絡会議等の開催による情報交換、事例研究など、関係機関相互の情報の共有に努めます。
- 被害者の国籍や障がいの有無等を問わず、被害者の置かれた立場に配慮した対応ができる人材を育成するために、配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修、面接技法や被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門研修の実施に努めます。
- 職務関係者の心身の健康を保つため、組織全体でケースに対応する体制、関係機関との連携協力の推進、外部研修への参加、危機管理体制の整備等に努めます。
- 関係機関、民間団体との協働による研修についての検討を行います。

9 加害者更生に関する調査研究等の促進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための関連施策を実施する上で、加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を生み出すことのないように、加害者の更生のための指導等が必要です。

国においては、これまで諸外国における加害者の更生のための指導に関する制度やプログラムについて、被害者の保護を図る観点から、調査研究等を行っています。

しかし、加害者更生については、現在のところ、有効な指導方法が確立されているとは言えず、加害者についての実態の把握も十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

現在のところ、民間団体等で実施している加害者更生プログラムを受けた加害者が、そのことを免罪符として被害者に対して復縁や帰宅を求めるなど、被害者を連れ戻す手段にされたり、被害者を支配することにたけている加害者が、被害者に更生したと錯覚を与え、支配関係を継続させるおそれがあるなど、場合により被害者にとって非常に危険なものとなることにも留意する必要があります。

加害者の中には、アルコール依存や薬物等の乱用も原因と考えられる場合が想定されることから、この分野における研究も進める必要があります。

〔施策の方向〕

i 被害者の安全を第一とした加害者更生の研究

加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を増やさないよう、有効な対策について、被害者の安全を第一に考えつつ、研究、検討を進めることについて国に要請します。

また、関係団体とも意見交換などを行いながら、今後、加害者更生の調査研究の方法や進め方など検討を進めていきます。

〔取組〕

- 加害者更生のための指導方法についての調査研究を進め、効果的なカウンセリング・プ

プログラムの開発等の有効な具体的手法の開発を進めることについて、引き続き国に要請します。

- アルコール依存や薬物等の乱用と配偶者暴力の関係についても、専門的な研究を行うよう国に要請します。
- 加害者更生プログラムの受講について強制力を持たせる仕組みなどについても、併せて、研究、検討を行うことを国に要請します。
- 被害者の安全を第一に考えた加害者更生の調査研究の方法や進め方について、情報収集や関係団体との意見交換などを行い、研究検討を進めていきます。

目標 7 苦情への適切な対応

10 苦情処理

配偶者からの暴力に関する相談、一時保護等に関する被害者からの苦情は、それぞれの機関で対応していますが、各機関は、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努める必要があります。また、その際には、申立人に二次的な被害が生じることのないよう努める必要があります。

〔施策の方向〕

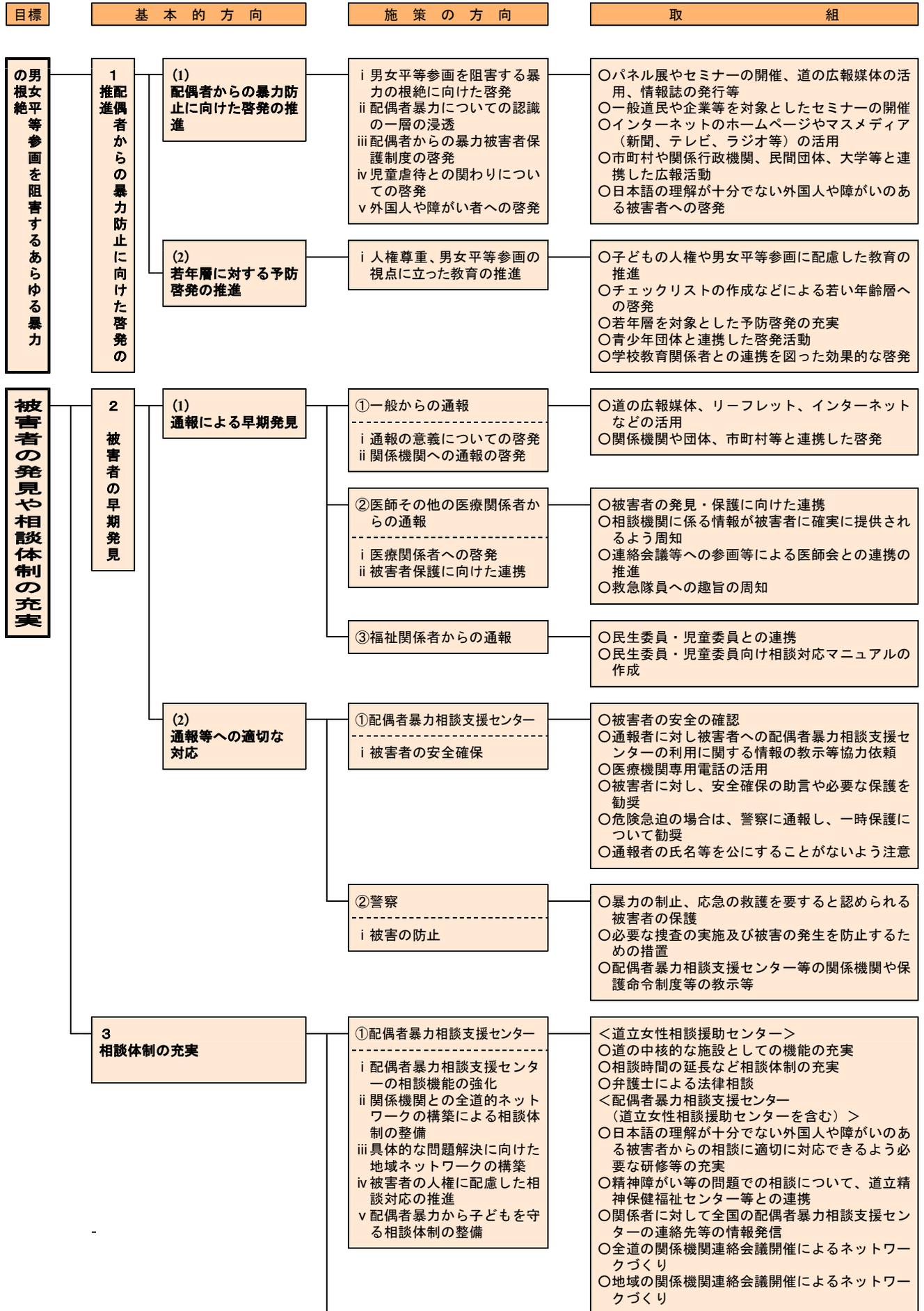
i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

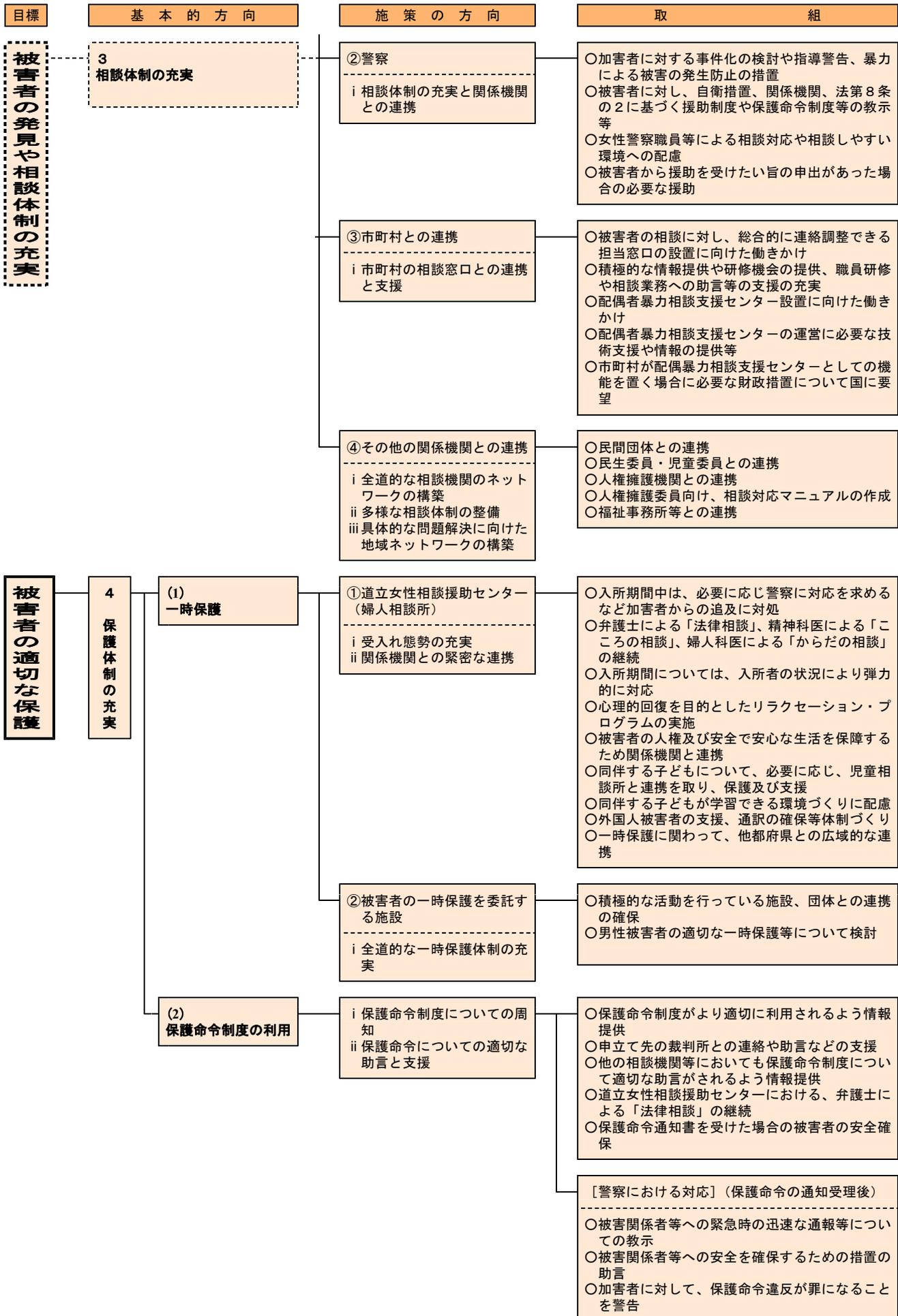
被害者からの苦情処理に当たっては、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、苦情申立者に処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たすよう努めます。

〔取組〕

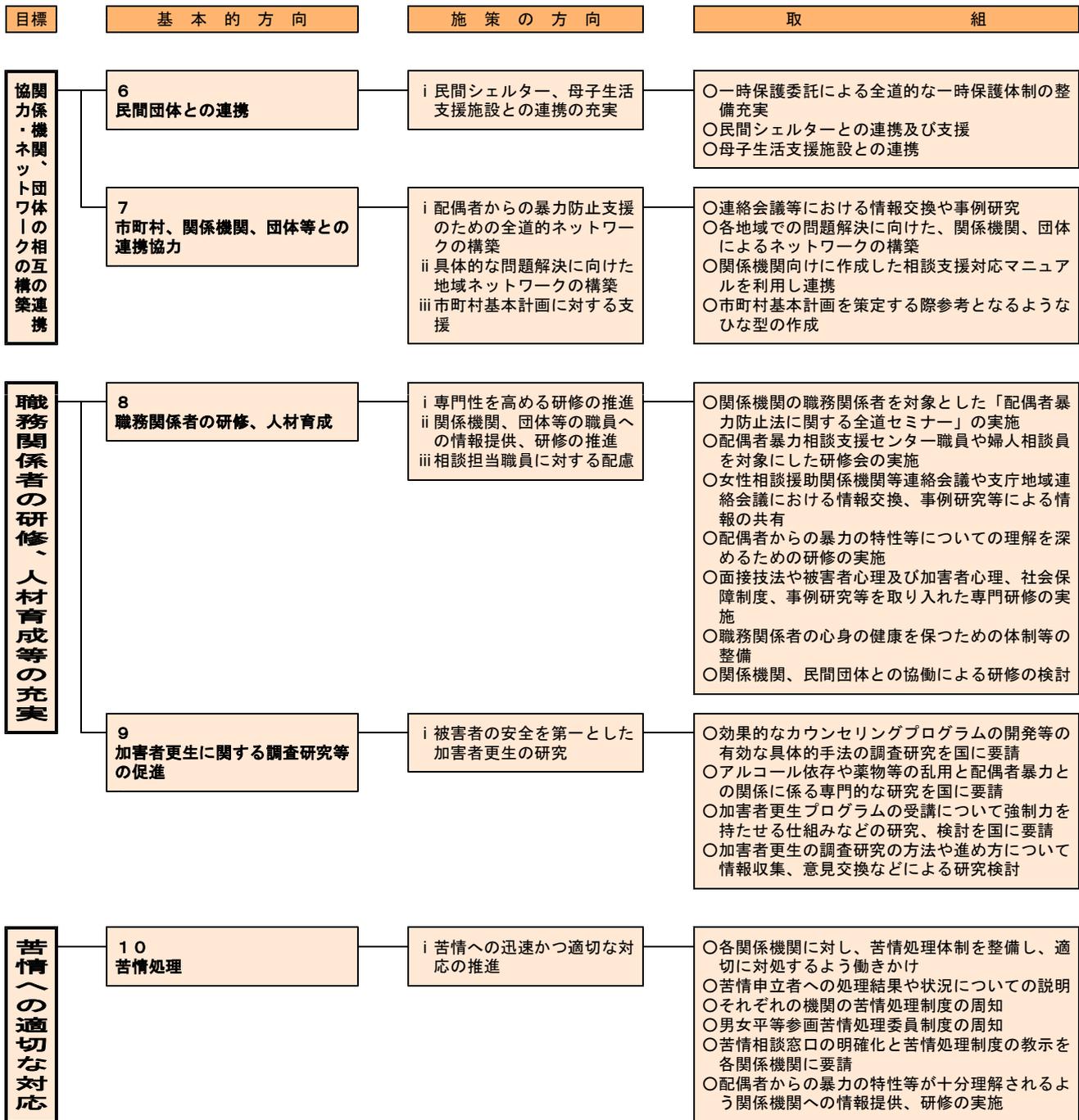
- 各関係機関において、苦情処理体制を整え、適切な対応が行われるよう働きかけます。
- 処理結果や状況について説明を行うなど説明責任を果たすよう努めます。
- それぞれの機関の苦情処理制度や、男女平等参画に係る道の施策についての苦情、その他の男女平等参画を阻害すると認められるものに関して申し出ることのできる北海道男女平等参画苦情処理委員制度について周知に努めます。
- それぞれの苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の利用について適切に教示されるよう各関係機関に要請します。
- 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修の実施、支援に努めます。

IV 基本計画の施策体系図





目標	基本的方向	施策の方向	取組
被害者の自立の支援	5 自立支援	i 総合的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援連携マニュアルを活用し、ネットワークの構築 ○被害者自立支援ハンドブックを作成 ○各市町村において窓口が一元化できるよう情報提供や助言 ○事案に応じ被害者に同行
	ii 就業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所における求人情報や相談等支援機関の情報収集し、情報提供や助言 ○職業訓練制度等についての情報提供や助言 ○公共職業安定所窓口での配慮要請 ○就業に関する各種研修情報提供 ○母子家庭等就業・自立支援センターの活用について積極的に情報提供、助言 ○経営者団体等へ自立支援について理解要請 	
	iii 住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅空き状況等の情報提供 ○公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、技術的助言や情報提供 ○道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置、単身被害者の同居親族要件の緩和措置 ○民間賃貸住宅関係団体への要請 	
	iv 援護制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ア生活保護 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供 ○市町村・福祉事務所に対して研修等を利用し、理解促進 イ児童扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> ○同伴する子どものいる被害者に対して、制度の仕組みや手続先等の情報提供 ウ母子生活支援施設 <ul style="list-style-type: none"> ○同伴する子どものいる被害者に対して、母子生活支援施設の活用について情報提供 	
	v 健康保険に関する適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証の取得の方法等について情報提供 ○必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行 	
	vi 国民年金に関する適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者に対して、加入手続についての情報提供 ○相談機関等に対して、被害者に適切に情報提供できるよう取扱いなどを周知 	
	vii 同居する子どもの就学等	<ul style="list-style-type: none"> <被害者に対して> <ul style="list-style-type: none"> ○接近禁止命令が発令された場合には学校に申し出るよう助言 ○保育所や保育サービスに関する情報提供 <教育委員会や学校に対して> <ul style="list-style-type: none"> ○接近禁止命令制度の趣旨及び概要について周知 ○被害者の子どもの転居先や居住地等の情報について適切な管理を要請 ○家庭教育カウンセラー相談事業や子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用 	
	viii 住民基本台帳の閲覧等の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の安全のための情報提供等 	
	ix その他（自立支援）	<ul style="list-style-type: none"> ○離婚調停手続の相談対応 ○法律相談窓口・民事法律扶助制度の紹介 ○生活福祉資金等の活用相談対応等多様な情報提供 ○女性相談援助センターでは、一時保護所退所後の被害者に必要に応じ継続的に支援 ○婦人保護施設における支援 ○市町村に対して、被害者個人情報の適切な管理の要請 	



基本計画の被害者支援フロー図

